



Y.T.A SOLUTIONS

特定技能1号（飲食料品製造業ガイド）

人材不足に“外国人採用”という解決策を！

特定技能制度はなぜ 作られたのか？

特定技能制度とは、日本国内で不足している労働力をアジア圏の外国人の就労によって確保するために2018年12月の臨時国会で定められた外国人の在留制度です。

制定により2019年4月1日以降、深刻な人手不足に窮している産業分野では、即戦力となる新たな外国人材の受け入れができるようになりました。

昨今、日本国内の中小企業や小規模事業者では、人手不足が深刻化しています。技能実習生や、外国人留学生が労働力の担い手として活躍してはいるものの、本来技能実習生が在日した目的は労働力の供給ではありません。

技能実習生は、日本で特定の業種に就いて学び、その学んだ技術を生まれ育った自分の国へと持ち帰り母国の発展に役立てることが目的です。また外国人留学生は、日本の学校で勉強し、学んだことを技能実習生同様、自分の国へ持ち帰り、役立てる目的で来日しているのです。

そのため、人手不足の解消にまでは至っていませんでした。しかし、このままでは日本の中小企業や小規模事業者は会社として成り立たなくなってしまうます。

このように人手不足によって日本経済、ひいては社会基盤が存続の危機を迎える中、対策として新たな在留資格である「特定技能」が生まれました。

特定技能が認められている業種

厚生労働省



介護



ビルクリーニング

経済産業省



工業製品製造業

※ 旧名称が統合されました
産業機械製造
素形材産業
電気・電子情報関連産業

国土交通省



建設



造船・船用工業



宿泊



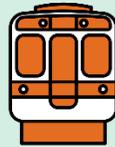
自動車整備



航空



自動車運送業



鉄道

農林水産省



農業



飲食料品製造業



外食業



漁業



林業



木材産業

特定技能ビザに必要な求職者の条件（飲食料品製造業）

- 技能評価試験 合格
- 「日本語能力試験 (JLPT) N4以上」か「国際交流基金日本語基礎テスト (JFT-Basic) A2以上」合格

試験内容に加え、飲食料品の製造工程でHACCPに沿った衛生管理ができる人材が望ましいとされております。

※HACCPの内容は試験内容としても出題されます。

- ・ 主な食中毒菌や異物混入に関する基本的な知識、技能
- ・ 食品等を衛生的に取り扱う基本的な知識、技能
- ・ 施設設備の整備と衛生管理に関する基本的な知識・技能

特定技能ビザに必要な求職者の条件（その他）

- 技能評価試験 合格
- 「日本語能力試験（JLPT）N4以上」か「国際交流基金日本語基礎テスト（JFT-Basic）A2以上」 合格

- 特定技能1号 業種 自動車整備

自動車整備は、整備要員の高齢化、近年の若者の車離れから、ますます人手不足が深刻化しています。主たる業務内容は、自動車の日常点検整備、定期点検整備、分解整備となります。外国人の人材に求められる水準は、自動車の定期点検整備や分解整備を1人で適切に行うことができるスキルとなっており、3級自動車整備士と同程度の水準とも言われているようです。

- 特定技能1号 業種 農業

日本の農業は、農家の高齢化や若手の地方流出のために、人手不足がさらに深刻化している状況です。そうした危機を回避するため、政府は特定技能だけではなく、技能実習生、戦略特区での外国人就労を解禁し、積極的に農業での外国人材の受け入れ拡大を行ってきました。農業における対象の職種は、「施設園芸」「畑作・野菜」「果樹」に従事する耕種農業と、「養鶏」「養豚」「酪農」に携わる畜産農業の2種類となっています。

日本語能力試験 (JLPT)

N1

- ・「幅広い場面で使われる日本語を理解することができる」 **ネイティブレベル**
- ・複雑な文章・抽象度の高い文章の読解やニュース・講義を聞いて、内容の構成の詳細な理解、要旨の把握ができる。

N2

- ・「日常的な場面で使われる日本語の理解に加え、より幅広い場面で使われる日本語をある程度理解することができる」 **ビジネスレベル**
- ・新聞や雑誌の記事、一般的な話題の読解、まとまりのある会話やニュースを聞いて話の流れや内容などを理解できる。

N3

- ・「日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができる」 **日常会話レベル**
- ・日常的で具体的な内容の文章の理解と、やや自然に近いスピードで日常的な場面での会話を聞き、理解することができる。

N4

- ・「基本的な日本語を理解することができる」 **中級レベル**
- ・基本的な語彙や漢字を使って書かれた文章の理解と、ゆっくりで易しい内容であれば会話ができる。

N5

- ・「基本的な日本語をある程度理解することができる」 **初級・単語理解レベル**
- ・ひらがなやカタカナ、日常生活で用いられる漢字で書かれた語句や文の理解、ゆっくり話される短い会話であれば、必要な情報を聞き取ることができる。

特定技能ビザに必要な求職者の条件

受け入れ企業の条件	次ページ参照
受け入れ人数の上限	特になし
受け入れ期間の制限	特定技能1号は通算5年が上限
雇用形態	直接雇用のみ ※農業、漁業のみ派遣可
仕事内容、業務内容	飲食料品製造業全般（飲食料品（酒類を除く）の製造・加工、安全衛生） 当該業務に従事する日本人が通常従事している関連業務に付随的に従事することは可能（原料の調達、受入れ/製品の納品/清掃/事務所の管理の作業）
給料・待遇	同じ業務に従事する社員と同等かそれ以上の報酬

雇用条件と注意事項

受け入れ企業の 条件

主たる業務として以下の分類を行っている事業所

- ・中分類09 食料品製造業
- ・小分類101 清涼飲料製造業
- ・小分類103 茶
- ・コーヒー製造業（清涼飲料製造業を除く）
- ・小分類104 製氷業
- ・細分類5861 菓子小売業（製造小売）
- ・細分類5863 パン小売業（製造小売）
- ・細分類5896 豆腐
- ・かまぼこ等加工食品小売業（*製造小売に限る）

※酒類製造業、飲食料品小売業（細分類5861, 5863, 5896を除く）、飲食料品卸売業、塩製造業、医療品製造業、香料製造業、ペットフードの製造は対象外

食料品、飲料（酒類を除く）を製造加工し、卸売する事業所が対象。製造業とは、製品の製造加工を行い、卸売する事業者のこと。

この場合の卸売とは、以下の内容に当てはまるもの

- 1) 卸売業・小売業・産業用事業者に販売すること
- 2) 業務用に使用される商品の販売
- 3) 同一事業者の他事業所への引き渡し また、店舗を介さず通信販売等により直接消費者に販売している場合を含む。

登録支援機関への委託費用の把握

外国人の支援業務は多岐にわたり、下記に内容の一部をご紹介します。

- ・ 事前ガイダンス
- ・ 出入国の際の送迎
- ・ 住居確保、電気・水道などの生活インフラ支援
- ・ 口座開設、携帯電話等の契約の支援
- ・ 公的手続きへの同行
- ・ 日本語教育、資格取得支援
- ・ 行政への報告および書類作成
- ・ 外国人スタッフへのオリエンテーション実施
- ・ 定期面談の実施
- ・ コミュニティへの参加、交流促進

特定技能の支援を委託する場合は、支援を依頼するたびに費用が発生するのか、毎月のランニングコストとしてかかるのかなど、契約後のトラブルを防ぐため比較検討をする必要があります。

また、人材紹介をしてもらった会社とは別の会社に支援を委託することも可能です。雇用する外国人が増えるほど委託費用も上がりますので、複数名の採用を検討する場合には、人材紹介料以外の部分にも目を向けることが大切です。

支援に関する費用負担を外国人に求めない

外国人の支援業務にかかわる費用は、原則本人負担を強いることができません。
しかし、一部例外も存在しているので簡単にご紹介します。

本人負担NG

- ・ 支援にかかる費用
 - ・ 通訳を雇う費用
 - ・ 登録支援機関への委託料
 - ・ 賃貸マンションの礼金、仲介手数料
- ※会社借り上げの場合

本人負担OK

- ・ 特定技能への在留資格申請費用
 - ・ 日本までの渡航費
 - ・ 賃貸マンションの家賃や共益費
 - ・ 賃貸マンションの礼金、仲介手数料
- ※本人契約の場合

外国人に費用負担をお願いする場合、例えば費用10万円だとしても海外現地の平均給与の何ヶ月分もの大金になることは少なくありません。また、外国人側としてもできるだけ費用負担なく日本で仕事をしたいと思うのが当然ですので、本人負担が高額になる求人はそもそも選ばれないということも十分あります。安易に外国人に費用負担を求めることは避けましょう。

国が定める10項目の支援業務

①事前ガイダンス

・在留資格認定証明書交付申請前又は在留資格変更許可申請前に、労働条件・活動内容・入国手続・保証金徴収の有無等について、対面・テレビ電話等で説明



②出入国する際の送迎

・入国時に空港等と事業所又は住居への送迎
・帰国時に空港の保安検査場までの送迎・同行



③住居確保・生活に必要な契約支援

・連帯保証人になる・社宅を提供する等
・銀行口座等の開設・携帯電話やライフラインの契約等を案内・各手続の補助



④生活オリエンテーション

・円滑に社会生活を営めるよう日本のルールやマナー、公共機関の利用方法や連絡先、災害時の対応等の説明



⑤公的手続等への同行

・必要に応じ住居地・社会保障・税などの手続の同行、書類作成の補助



⑥日本語学習の機会の提供

・日本語教室等の入学案内、日本語学習教材の情報提供等



⑦相談・苦情への対応

・職場や生活上の相談・苦情等について、外国人が十分に理解することができる言語での対応、内容に応じた必要な助言、指導等



⑧日本人との交流促進

・自治会等の地域住民との交流の場や、地域のお祭りなどの行事の案内や、参加の補助等



⑨転職支援(人員整理等の場合)

・受入れ側の都合により雇用契約を解除する場合の転職先を探す手伝いや、推薦状の作成等に加え、求職活動を行うための有給休暇の付与や必要な行政手続の情報の提供



⑩定期的な面談・行政機関への通報

・支援責任者等が外国人及びその上司等と定期的(3か月に1回以上)に面談し、労働基準法違反等があれば通報



特定技能協議会への加入

特定技能所属機関（受け入れ企業）は、**出入国在留管理庁への在留諸申請の前に**、特定技能協議会への入会が必須。

会費： **不要**

申請方法： 郵送 or 電子申請

協議会への加入の審査には2週間～2ヶ月ほどの期間がかかります。
協議会への加入が遅れることで在留資格の申請が遅れる場合は、外国人に働いてもらうことができなくなりますので、前もって加入の申請をおこないきましょう。

Y.T.Aソリューションズからのご紹介に関する費用（国外）

■業界平均

紹介料	理論年収の20~30%
登録支援機関業務委託料	月額30,000円~50,000円/人

■Y.T.Aソリューションズの場合

紹介料	30万円~ ※（国籍、経験、日本語レベルによる）
登録支援機関業務委託料	月額25,000円/人~

<例>

	国外
紹介料	275000
日本とベトナムの申請手数料 (基本給1ヶ月+片道チケット料)	175000
合計	450000

Y.T.Aソリューションズからのご紹介に関する費用（国内）

紹介料

300,000円～（税抜）

日本語	費用
N2	+100,000円
N1	+150,000円
※ビザ取得、切り替え手続き料別	

登録支援機関
業務委託料

25,000円/月～（税抜）

※ビザ更新、各種支援込

支援内容

- ・ 外国人スタッフの母国語での相談窓口
- ・ ビザの切り替え対応
- ・ 1年間の退職保証
- ・ 出入国の際の送迎
- ・ 住居確保、電気・水道などの生活インフラ支援
- ・ 口座開設、携帯電話等の契約の支援
- ・ 公的手続きへの同行
- ・ 日本語教育、資格取得支援
- ・ 行政への報告および書類作成
- ・ 外国人スタッフへのオリエンテーション実施
- ・ 定期面談の実施
- ・ コミュニティへの参加、交流促進 など



特定技能と技術・人文知識・国際業務の違い

	特定技能ビザ	技術・人文知識・国際業務（技人国）ビザ
種類	「特定技能1号」と「特定技能2号」 外食、自動車整備、飲食料製造業、介護、建設、農業など（16分野）	1. 技術：機械・電気系のエンジニア、プログラマーなど 2. 人文知識：営業、経理、マーケティングなど 3. 国際業務：通訳・翻訳、語学教師など
取得要件	技能水準試験 日本語能力：中級レベル以上（N4）	一定の学歴が必要（10年以上の実務経験がある場合は不要） 日本語能力：日常会話レベル（N3）からネイティブレベル（N1）
家族帯同の可否	「特定技能1号」：帯同不可 「特定技能2号」：帯同可	配偶者・子供の帯同可
在留期間	「特定技能1号」：通算5年 「特定技能2号」：永続的（要更新）	最長5年 更新すれば働き続けられる
採用までの期間	申請から2か月～6か月で就労（日本国内在住者の場合）	2週間～1か月で就労可能
費用	紹介費：30万円～ 支援費用：毎月2.5万円～	紹介費：20万円～（海外限定） 支援費用：なし

技術・人文知識・国際業務の外国人材ができる仕事

在留資格の区分	日本で行える活動	代表的な職種
技術	理学や工学、その他の自然科学の分野に関する技術や知識を必要とする業務に従事する活動	情報工学、システムエンジニア、プログラマー、宇宙工学、機械工学等、その他専門技術、専門知識を必要とする業務
人文知識	法律学、経営学、社会学、その他の人文科学の分野に関する技術や知識を必要とする業務に従事する活動	経理、営業、コンサルタント、法務、財務、企画、など
国際業務	外国の文化を基盤とした思考または感受性を必要とする業務に従事する活動	通訳、翻訳、企業での語学指導、海外取引、広告、宣伝、デザイナーなど

【許可事例】

本国において大学の観光学科を卒業した者が、外国人観光客が多く利用する本邦のホテルとの契約に基づき、月額約22万円の報酬を受けて、外国語を用いたフロント業務、外国人観光客担当としてのホテル内の施設案内業務等に従事するもの

在留資格	主な取得要件
技術・人文知識	下記のいずれかに該当していること・従事しようとする業務に必要な知識や技術に関連する科目を専攻し、大学を卒業している、またはそれと同等以上の教育を受けている・従事しようとする業務に必要な知識や技術に関連する科目を専攻して日本の専修学校の専門課程を修了している・10年以上の実務経験がある
国際業務	下記の全てに該当していること・翻訳、通訳、語学の指導、広報、宣伝、海外取引業務、服飾あるいは室内装飾に係るデザイン、商品開発その他これらに類似する業務に従事すること・従事しようとする業務に関連する業務について3年以上の実務経験があること（ただし、大学卒業後に翻訳、通訳、語学の指導に係る業務に就く場合、実務経験は不要）

【不許可事例】

本邦で商学を専攻して大学を卒業した者が、新規に設立された本邦のホテルに採用されるとして申請があったが、従事しようとする業務の内容が、駐車誘導、レストランにおける料理の配膳・片付けであったことから、「技術・人文知識・国際業務」に該当する業務に従事するものとは認められず不許可となったもの